

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

| | | |
|----------|-----------|-----------|
| 改定 作成 | R5.10.16 | R5.10.19 |
| | R5.9.15 | R4.10.7 |
| | H30.3.27、 | H30.2.20 |
| | H30.2.14、 | H29.10.04 |
| | H29.7.18、 | H25.12.26 |

| | | | | |
|--------|--|---|---|--|
| 検討課題 | 27 | 新たな議決項目の必要性について | | |
| 区分 | A | | | |
| 関連条例内容 | <p>(議会の議決事件)</p> <p>第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止とする。</p> <p>(1) 亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第2条第3号に規定する基本計画</p> <p>(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針</p> | | | |
| 検討内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決事件の追加を検討 | | | |
| | 現状分析 | 議論する内容 | 対応内容 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することと規定。 ・ 第13条では、地方自治法96条の2項の規程による議決事件を規定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想や、基本計画以外に、議会の議決事件を追加することへの検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、今後、他の計画も含め議決事件への追加について検討することを確認。（平成29年5月9日第47回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件としている他市の状況を調査し、協議を行う。（平成29年7月18日第48回検討部会） ・ 全議員に議決事件にすべき計画に関する意向調査の結果を確認し、今後、引き続き検討していくこととする。（平成29年10月4日第49回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件とすることを確認した。（平成30年1月17日第50回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを確認した。（平成30年2月14日第51回検討部会） ・ 都市マスタープランを議決事件に追加するため、亀山市議会基本条例の一部改正を行うことを決定した。（平成30年2月20日議会改革推進会議） | |

| 現状分析 | 議論する内容 | 対応内容 |
|------|--------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 亀山市議会基本条例の一部改正について可決し、都市マスタープランを議決事件に追加した。 （平成30年3月27日3月定例会） ・ 議決事件の追加について、改めて議論することを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議） ・ 各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。各会派で検討することを確認。（令和5年5月26日第80回検討部会） ・ 各種計画等の中で、新たに議決事件として追加する項目の必要性について協議。県内他市議会の議決事件の追加状況について説明。各会派で改めて検討することを確認。 （令和5年9月15日 第83回検討部会） ・ 各種計画等については、今回は新たに議決事件としての追加を見送ることを確認。 （令和5年10月16日 第84回検討部会） ・ 各種計画等については、今回は新たに議決事件としての追加を見送ることを確認。 （令和5年10月19日 第36回推進会議） |